

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当特例給付認定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、児童手当法（令和6年法律第47号（同年10月1日施行）による改正前のもの。以下「法」という。）に基づき、特例給付認定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った児童手当の特例給付認定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は不当であると主張している。

給料は増えておらず、今回所得が増えたのはマンション建設にあたり立退きを命じられ、不動産の売却益があったからである。都内の不動産価格は上昇しており、ある程度の補償をしていただかなければ子供の学校都合があるため学区内に購入は難しいと交渉し売却益が発生した。その影響で住民税等多く支払いしているが、裕福になった訳ではない。子供は関係なく子育てにかかわる児童手当減額は不当である。

児童手当法施行令で定める額以上の所得があるものについては支給しないことが規定されており、マンション建設による立ち退き補償により所得があがったと判断されているが、会社からの給料が増えたためではない。再度審査していただきたい。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 5月23日	諮問
令和7年 7月23日	審議（第102回第3部会）
令和7年 8月18日	審議（第103回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 児童手当・特例給付の受給資格

法4条1項1号は、児童手当の支給要件について、児童（支給要件児童）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、日本国内に住所を有するものを対象とすると規定している。ただし、法5条1項は、児童手当法施行令（令和6年政令第289号（同年10月1日施行）による改正前のもの。以下「法施行令」という。）で定める一定額以上の所得がある者については、児童手当を支給しないと規定している。

法附則2条1項は、当分の間、法4条に規定する要件に該当する者（法5条1項の規定により児童手当が支給されない者であつて、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるものに限る。）に対し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は所定の給付（特例給付）を行う旨規定している。

#### (2) 児童手当に係る所得の額、範囲及び計算方法

法5条2項は、同条1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定めるとしている。

これを受けて、法施行令1条は、法5条1項に規定する政令で定める額は、扶養親族等及び児童がないときは622万円とし、扶養親族等又は児童があるときは622万円に当該扶養親族等又は児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者

(70歳以上の者に限る。)又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円)を加算した額とするとしている。

また、法施行令3条1項は、法5条1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法313条1項に規定する総所得金額、同法附則34条4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則35条5項に規定する短期譲渡所得の金額等の額の合計額から8万円を控除した額とするとしている。

そして、租税特別措置法35条1項2号は、個人の有する資産が、居住用財産を譲渡した場合に該当することとなった場合には、短期譲渡所得の課税の特例を定める同法32条1項の適用に当たり、短期譲渡所得の金額は、同金額から3千万円(3千万円に満たない場合には、当該資産の譲渡に係る部分の金額)を控除した金額とするとしている。

### (3) 特例給付に係る所得の額、範囲及び計算方法

法附則2条3項は、同条1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法並びにいずれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、政令で定めるとしている。

これを受けて、法施行令7条は、法附則2条1項に規定する政令で定める額は、扶養親族等及び児童がないときは858万円とし、扶養親族等又は児童があるときは858万円に当該扶養親族等又は児童1人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。))又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円)を加算した額とするとしている。

また、法施行令8条は、2条の規定は法附則2条1項に規定する所得の範囲について、3条の規定は同項に規定する所得の額の計算方法について、それぞれ準用するとしている。

さらに、法施行令9条は、法附則2条3項のいずれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、1月から5月までの月分の給付については、前々年の所得とし、6月から12月までの月分の給付については、前年の所得とするとしている。

## 2 本件処分についての検討

処分庁は、保有する請求人の所得情報、受給者情報等により、令和5年中の児童手当の所得制限限度額の算定における請求人の所得金額

は、給与所得額 4,448,800 円及び短期譲渡所得の金額 4,098,287 円（特別控除額 3 千万円を控除した後の金額）の合計 8,547,087 円であり、同額から所要の控除額を控除した 8,296,647 円が、622 万円を上回り、858 万円の範囲内であることを確認した。

そして、処分庁は、法 5 条 1 項の規定により、請求人が、児童手当が支給されない者に該当し、法附則 2 条 1 項の規定により、特例給付の対象者になるとして、請求人に対して月額 5,000 円の特例給付を支給することとした（本件処分）ことが認められる。

そうすると、処分庁が、請求人について特例給付を認定した本件処分は、上記 1 の法令等の定めにもとって適正に行われたものであり、所得制限限度額の算定や支給する特例給付の額について違算等もないことから、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり、不動産売却益により所得が増加したが、給与が上がったわけではないとして、本件処分は不当であると主張する。

しかし、児童手当の支給可否を判断する基準となる所得には、不動産の売却による所得（短期譲渡所得）も含まれるため（1・(2)及び(3)）、請求人の主張は採用することができない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田攝子、青木淳一、澄川洋子